

N-3rd

裁判長
認印

調書 (決定)

事件の表示	令和3年(オ)第1037号 令和3年(受)第1282号
決定日	令和3年10月29日
裁判所	最高裁判所第二小法廷
裁判長裁判官	岡村和美
裁判官	菅野博之
裁判官	三浦守
裁判官	草野耕一
当事者等	上告人兼申立人 今井 豊 被上告人兼相手方 国川 賢久 同代表者 法務大臣 吉野 誠二 同指定代理人 日野誠二
原判決の表示	東京高等裁判所令和2年(ネ)第2959号(令和3年3月24日判決)

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件上告を棄却する。
- 2 本件を上告審として受理しない。
- 3 上告費用及び申立費用は上告人兼申立人の負担とする。

第2 理由

1 上告について

民事事件について最高裁判所に上告を許されるのは民訴法312条1項又は2項所定の場合に限られるところ、本件上告の理由は、明らかに上記各項に規定する事由に該当しない。

2 上告受理申立てについて

本件申立ての理由によれば、本件は、民訴法318条1項により受理すべきものとは認められない。

令和3年10月29日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 井山泰彦

これは正本である。

令和3年10月29日

最高裁判所第二小法廷

裁判所書記官 井山泰彦

